

今治市宮窪カレイ山展望公園に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：産業部観光課

今治市宮窪カレイ山展望公園の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地 今治市宮窪町宮窪6355番地2

(2) 施設の設置目的 産業と観光の振興及び市民生活に安らぎとふれあいを与え、
ともに地域間交流を図ることを設置目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間 平成29年10月24日（火）～平成29年10月31日（火）

(2) 応募者（1団体）

団体名	代表者名	住所
N P O 法人能島の里	理事長 村上 利雄	今治市宮窪町宮窪4703番地

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市宮窪カレイ山展望公園指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、N P O 法人能島の里を指定予定者として選定した。

団体名	N P O 法人能島の里
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	29.6
審査基準Ⅲ	25.0
審査基準Ⅳ	24.0
審査基準Ⅴ	9.3
審査基準Ⅵ	5.0
審査基準Ⅶ	21.5
合計	114.4

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、イベントの実施や自主事業との連携などを通じた利用促進、利用者増への取り組みが評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（10,100千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額：N P O 法人能島の里 10,100千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、2期10年にわたる管理運営実績が評価された。

○審査基準Ⅴについては、地域ぐるみの活動が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分であると認められた。

○審査基準Ⅶについては、自主事業の取り組みや会員のボランティアによる管理運営など業務実施への熱意が十分に感じられ、また、これまでの指定管理施設の管理運営の実績などから指定管理者業務の実施に期待できることが評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、「N P O 法人能島の里」を指定予定者として選定した。

なお、一つ一つしっかりと計画を実現するように取り組むことを要望する意見が出たことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで